

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

お諮りします。

日程第1 議案第1号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、日程第2 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、同種の事件として一括議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、日程第1 議案第1号、日程第2 議案第2号を一括議題とします。

2件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） おはようございます。

議案第1号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、一括して細部説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されます。法律の改正理由につきましては、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適切な運営を推進するため、地方公務員について会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するとともに、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保する必要があるという理由でございます。

具体的には、ボーナス（期末手当）の支給については、年間0.8カ月から2.6カ月となり、正職員と同じ月数でございます。また、退職金の支給や休暇など、勤務条件、待遇面がよくなる改正でございます。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

議案第1号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

第1条、第2条は、本条例の趣旨、定義についてでございます。

第3条は、会計年度任用職員の給与の種類や支払い方法について定めてございます。

第4条から第7条は、フルタイム会計年度任用職員に適用する給料表、職務の級、号給の決定、給料の支給方法について定めてございます。給料表については常勤職員の給料表を準用し、別表第1のとおりでございます。職務の級については別表第2のとおりでございます。

第8条から第13条は、フルタイム会計年度任用職員に支給する通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、期末手当について常勤職員の規定を準用するものでございま

す。

第14条、第15条は、勤務1時間当たりの給与額の算出方法や給与を減額する場合の規定でございます。

第16条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬について、報酬の額は、フルタイム会計年度任用職員に準じて決定した基準額から算出される月額、日額、時間額のいずれかとするものでございます。

第17条から第19条は、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬、超過勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬の算出方法についてでございます。

第20条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬額の端数処理の規定でございます。

第21条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給についての規定でございます。

第22条から第24条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給、勤務1時間当たりの報酬額の算出、報酬の減額についての規定でございます。

第25条、第26条は、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償、公務のための旅行に係る費用弁償についての規定でございます。

第27条は、給与からの控除できるものについて、常勤の職員を準用する規定でございます。

第28条は、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与及び報酬については、職務の特殊性を考慮し、任命権者が別に定めるものでございます。

第29条は、退職者の給与については、退職の期間中支給されない規定でございます。

第30条は、委任規定について、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めると規定してございます。

次に、附則についてでございます。

第1項は、施行期日について、この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

第2項は、給料表の改定が行われた場合は、翌年度の4月1日から施行する規定でございます。

次に、議案第2号については、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員制度が導入されることにより、当町の関係条例の一部を改正するものでございます。

第1条は、美浜町交通指導員条例の一部改正でございます。

改正内容は、交通指導員は、非常員の特別職からパートタイム会計年度任用職員に移行されることによる改正でございます。任期については3年から1年となります。

第2条は、美浜町職員定数条例の一部改正でございます。

改正内容は、臨時的に任用される職員の採用について、一時的な業務に雇用する場合は定数に含めない改正でございます。

第3条は、美浜町人事行政等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

改正内容は、フルタイム会計年度任用職員については、人事行政の運営等の状況の公表

の対象となりますので、改正を行うものでございます。

第4条は、美浜町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。

改正内容は、会計年度任用職員の休職期間については任期の範囲内とし、休職期間中の給与は支給しないとする改正でございます。

第5条は、美浜町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。

改正内容は、パートタイム会計年度任用職員は給料ではなく報酬を支給することになりますので、減額される場合の報酬に関する規定を追加するものでございます。

第6条は、美浜町職員の勤務時間に関する条例の一部改正でございます。

改正内容は、会計年度任用職員の勤務時間については、規則の定める基準に従い任命権者が定めるものでございます。

第7条は、美浜町職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正でございます。

改正内容は、会計年度任用職員の休日及び休暇については、規則の定める基準に従い任命権者が定めるものでございます。

第8条は、美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

改正内容は、育児休業している会計年度任用職員の勤勉手当は支給対象から除く改正でございます。また、職務復帰後の号給の調整は行わない改正でございます。

第9条は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

改正内容は、交通指導員、外国語指導助手は、非常勤の特別職からパートタイム会計年度任用職員に移行されることによる改正でございます。

第10条は、美浜町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

改正内容は、会計年度任用職員の給与は別の条例で定めることを規定しています。

第11条は、美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございます。

改正内容は、会計年度任用職員の特殊勤務手当については、本条例の規定に基づき支給するものでございます。別表の改正は、担任手当を追加する改正でございます。

第12条は、美浜町職員旅費条例の一部改正でございます。

改正内容は、パートタイム会計年度任用職員は、旅費に相当する額を費用弁償として支払うことになるため、旅費条例の支給対象から除く改正でございます。

第13条は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

改正内容は、企業職員の会計年度任用職員についての給与の種類を規定してございます。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 2件一括して質疑を行います。

7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 3点ほど。まず、来年度からの移行により、いわゆる人件費の増加

予測額はどれほどになりますか。

それと、るる説明を受けて理解すればいいんでしょうけれども、職員の形態は常勤とこの会計年度任用職員とこれだけなのか。現行いろいろある今の規定とかは全て廃止でもなかったように思うんですけども、その形態の種類はどれぐらいになるのか。

それと、単純な疑問です。会計年度任用職員というのは、なぜ休職手当が支払われないのか。その3点を。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、人件費の増加につきましては、対象者が35名ございます。その中で今回財政負担になる人件費の増加分につきましては、期末手当で10,199,070円の増。共済組合負担金で4,803,458円の増。退職手当負担金で9,079,020円の増で、合計いたしますと約24,000千円の増となります。

続いて、職員の形態はということですが、まず、職員の形態につきましては、今後におきましては正職員、それと会計年度任用職員のフルタイムの職員、パートの職員。

それと、今後についてですが、今までは歳出の賃金の項目で臨時職員とか賃金の雇い上げとかを予算計上をしてございました。それが今回、令和2年度からその賃金の項目が廃止となります。その方々につきましては会計年度の任用職員のパートのほうに移行されることとなります。

それと、休職者について支給しないのかということですが、正職員についても休職者には支給のほうを行わないということで規定のほうをしていますので、正職員に準じた形で会計年度任用職員につきましても支給しないということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 1点だけ、その1つ目の質問というか、あれで、24,000千とかなり大きな金額だと思いますが、これに関しては丸々の持ち出し、何か国、県から手当があるとか、そういうことはないのですか。多分人件費は僕は7億を超えてくるんではないかなとは思いますが、いかがですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

24,000千円の件についてですが、まだ来年度の地方財政計画というのは発表されておりませんが、現時点において聞くところによりますと、町単独負担ということになります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） この会計年度の中で、手当の部分で期末手当になっていると思うんですけども、勤勉手当等にかかわっては対象とはしないのですか。

それからまた、昇給についてお伺いしたいのは、この別表のどこに位置づけられるのか。

それから、休暇についてなんですけれども、年休の繰り越しについてどうなるのかというのと、現行の方が来年度引き続きつかれる場合、その年休についてはどうなるのか。

それから、インフルエンザ等にかかったときのその処置、扱いについてはどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、1点目の勤勉手当は対象とならないのかということでございますが、国に準じて今回会計年度任用職員についての制度を当町でも導入することとなっております、国の基準に基づいていきますと、勤勉手当については対象とはならないということでございます。

昇給についての規定はということですが、今回のこの条例の中では、昇給については規定のほうはしてございません。今までもそうなんですけれども、臨時職員の昇給等については内規のほうで規定しておりまして、今までも1年経過後には1号給上がるというふうに規定しているところでございます。今回も会計年度任用職員が導入された後には、その内規に基づいて1号給のアップということになります。

続いて、年休についてです。年休については、正職員と同様に、今までは臨時職員については繰り越しというのが認められていなかったんですけれども、今後については年休の繰り越しも会計年度任用職員はございます。

それと、インフルエンザの休暇云々についてですけれども、正職員もそうなんですけれども、病気休暇ということがございます。それに基づいて休暇のほうが取得する形となります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） わかりました。規則を別に定めるというこの規則というのは多分もうでき上がってはいると思いますが、いつ公表されるのか、できますれば配付というか、それを願いたいのですが、いかがですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

規則についてですけれども、現在策定中でございます。規則についても制定が4本、一部改正でたしか十何本あったかと思えます。その規則については現在整備のほうを行っていきまして、3月末までには制定のほうを行いたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 会計年度職員の、例えば人事院勧告等で改定があったりしたときに、引き続いていかれる方の中では、4月にさかのぼって遡及をするというふうなことに

ついてはどうかお聞きしたい。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

会計年度任用職員についての人勤に伴う遡及分については行いません。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。2番、高野議員。

○2番（高野正君） 振り込みなんです、職員からの申し入れがあったときというよりか、給料というのはいつもここに現金払いが普通なんです。申し出がなかったも、うちの役場は給料振り込みなんだと言っていないんですか。実際それが現実だと思んですが、こいやったら申し出があったときでいかがですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

今回の条例の第3条第2項に当たる部分でございます。こちらのほうの条文につきましては、国からの準則に基づいて規定しているところでございます。また、正職員の給与条例についてもこの条文となっているところでございます。現実には、職員については全て振り込みとなっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） 続いて、議案第2号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから議案第1号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第3号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告による改正でございまして、改正内容につきましては3点ございます。

1点目は勤勉手当の改正で、現行の勤勉手当は年間1.85カ月のところを0.05カ月引き上げ、年間1.9カ月とするものでございます。

2点目は給料表の改正で、民間との格差0.09%を埋めるため、初任給及び若年層の給料を引き上げ、30歳代半ばまでの職員が在職する号給について改定を行います。平均改定率は0.1%でございます。

3点目は住居手当の改正で、手当の支給対象となる家賃の下限を12千円から16千円に、手当の上限を27千円から28千円に引き上げとなります。

以上、3点の改正内容でございます。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。お手元の新旧対照表もご参照ください。

今回の条例改正につきましては、本文でございしますが、第1条と第2条の2つに分かれています。

まず、第1条関係では、第27条第2項第1号の改正は、令和元年12月の勤勉手当について0.05カ月引き上げるもので、0.925カ月を0.975カ月とするものでございます。別表第1の改正は、給料表の改正でございます。第1条の規定のうち、勤勉手当の改正は、令和元年12月1日から適用し、給料表の改正は平成31年4月1日にさかのぼって適用となります。給与の内払いとして、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、内払いとみなします。

次に、第2条関係では、第19条の改正は住居手当についての改正でございます。新旧対照表に改正前、改正後の住居手当の計算式を掲載していますので、ご参照ください。

第27条第2項第1号の改正は、令和2年6月以降の勤勉手当について0.975カ月を0.95カ月とするものでございます。

第2条の規定は、令和2年4月1日から施行となります。

なお、住居手当については、手当が2千円を超える減額となる職員は、1年間経過措置がございします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 単純に人勸からというのでは少しわかりにくかったので、勤勉手当の0.05カ月増で給料は0.09%増、住居手当が下限を4千円、上限を千円上げると。これらの根拠について何か説明とか、我々が理解しやすいようなものはないですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、民間給与との格差0.09%についての根拠でございます。

人事院は、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の全国の民間の事業所約58,800社のうち、約12,500社を無作為に抽出のほうをいたしまして、給与実態調査を行いました。この調査で主な給与決定要素であります役職段階、それと勤務地域、学歴、年齢により4月分の給与を比較した結果ですが、国家公務員の給与が民間給与を平均387円、0.09%下回っていたということでございます。

続いて、勤勉手当0.05カ月の引き上げについての根拠ですが、給与同様調査のほうを行った結果なんですけれども、昨年の8月から今年の7月までの1年間におきまして、民間の事業所で支払われたボーナスが年間で4.51カ月分で、国家公務員のボーナスが4.45カ月を0.06カ月分上回っていたということで、民間との支給割合の均衡を図るために0.05カ月の引き上げを行ったということでございます。

続いて、住居手当についての根拠ですが、公務員宿舍の使用料の上昇を考慮しまして、手当の支給対象となる家賃の下限を4千円引き上げ。また、この改定による原資を用いまして、民間における住居手当の支給状況等々を踏まえ、最高の支給限度額を千円引き上げたということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 住居手当についてなんですけれども、今お聞きしたところでは、中央の東京のほうの官舎ということを基準にして考えられているというふうに思うんですけれども、今度の場合、例えば現行14千円家賃を払っている方については、どのような違いが出てくるのか、具体的に教えていただけたらと思うんですけれども。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、先ほど細部説明のほうで申し上げました新旧対照表のところに住居手当の改正前と改正後の規定がございます。その計算式によって今回、今後の住居手当の金額を算出していくわけなんですけれども、それで行きますと、今まで下限のところは12千円だったのが16千円を超える家賃を支払っている方が対象となってきてまして、それ以上の計算式につきましては新旧対照表のとおりとなっております。

参考までに、当町のほうでは今回の住居手当に対して職員なんですけれども、対象者が13人おられるわけなんですけど、その中で引き下げとなるのが11人、1人の方が据え置き、1人の方が住居手当が引き上げとなる結果となります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今、教えていただいた形なんですけれども、随分と厳しい方向になるのが考えられるんですけれども、その辺についてどうお考えですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

今回の人事院勧告によりまして全職員の支給についてですが、年収で27千円程度の増加となります。あくまで今回の住居手当については引き下げの職員もおりますけれども、全体の中では増の改正となります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） この住居手当等についての実施は来年4月1日ということかということか、これまでについては遡及というか、引き下がることはないということでしょうか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

住居手当の支給については来年の4月1日からの施行となっております。今回、引き下げ云々については1年間の経過措置がございます。今回の改正によって引き下げとなった方については、1年間保障されるということがございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第4号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第4号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ36,748千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を39億11,241千円とするものでございます。

最初に、全体的なこととして、各科目において給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金の補正がございます。この補正は給与条例の改正のところでお認めいただいた人事院勧告による増加分、人事評価、共済費の標準報酬月額の変更等が主な要因でございます。また、副町長、休職者、退職者の人件費につきましても減額補正してございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6 ページ、地方交付税、普通交付税 24,335 千円の減額は財源調整によるものでございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、社会福祉費負担金 10,292 千円の追加は、サービスの利用の増加に伴い障害児施設措置費（給付費等）負担金 1,850 千円、利用者及びサービスの利用の増加に伴い、障害者自立支援給付費等負担金 8,980 千円の追加、国民健康保険保険基盤安定負担金 538 千円の減額は、確定によるものでございます。

児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金 10,083 千円の追加は、私立の保育所・幼稚園の受け入れ人数の増加によるものでございます。

国庫補助金、民生費国庫補助金、社会福祉費補助金、地域生活支援事業費補助金 750 千円の追加は、利用者及びサービスの利用の増加によるものでございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、社会福祉費負担金 2,826 千円の追加は、国民健康保険保険基盤安定負担金 1,958 千円の減額、後期高齢者医療保険基盤安定負担金 631 千円の減額は、確定によるもの、障害児施設措置費（給付費等）負担金 925 千円の追加、障害者自立支援給付費等負担金 4,490 千円の追加でございます。

児童福祉費負担金 2,581 千円の追加は、子どものための教育・保育給付費県費負担金でございます。

8 ページ、県補助金、民生費県補助金、社会福祉費補助金 375 千円の追加は、地域生活支援事業費補助金でございます。

農林水産業費県補助金、農業費補助金、小規模土地改良事業 600 千円の追加は、西中地区水路改修の補助金でございます。

林業費補助金、松くい虫防除事業損失補償金 2,610 千円の追加は、森林病虫害等防除事業（特別伐倒駆除）の補助金でございます。

水産業費補助金、三尾漁港海岸漂着物等地域対策推進事業 880 千円の追加は、今年度の台風による海岸漂着物を処理するための補助金でございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金 83 千円の追加は、各基金の利子の追加でございます。

寄附金、一般寄附金、ふるさと納税寄附金 30,000 千円の追加は、当初予算において 30,000 千円を予算計上していましたが、実績見込みにより追加するものでございます。主な要因は、県内の各市町と協定を結び、返礼品の拡充が図れたことなどによるものでございます。

諸収入、雑入、雇用保険料自己負担分 3 千円の追加は、休職者、退職者の代替職員の雇用保険料自己負担分でございます。

次に、歳出について申し上げます。

10 ページ、議会費 213 千円の減額は、人事院勧告、人事異動等によるものでございます。

総務費、総務管理費、一般管理費529千円の減額は、副町長の人件費、職員の退職や休職、人事異動、人事院勧告等によるもの。賃金981千円の追加は、休職者・退職者の代替職員の賃金、旅費350千円の追加は実績見込みによるもの。役務費10,000千円の追加は、ふるさと納税返礼及び事務手数料の実績見込みによる追加するものでございます。

財政調整基金費79千円の追加、12ページ、高齢者福祉基金費1千円の追加、減債基金費1千円の追加は、利子の積立金でございます。

徴税費、税務総務費16千円の減額、戸籍住民基本台帳費22千円の追加は、人事院勧告等によるものでございます。

14ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費3,127千円の減額は、人事院勧告等によるもの。国民健康保険特別会計への繰出金の減額でございます。

国民年金費94千円の追加、老人福祉費5,281千円の追加は、人件費の補正と各特別会計への繰出金でございます。

心身障害者福祉費19,948千円の追加は人事異動等による人件費の補正、委託料の移動支援事業1,500千円の追加は利用者及びサービスの利用の増加による追加、扶助費21,660千円の追加は障害介護給付費では利用者及びサービスの利用の増加による追加、障害児給付費ではサービスの利用の増加によるものでございます。

地域包括支援センター運営費648千円の追加は人事院勧告や超過勤務手当等による追加でございます。

16ページ、児童福祉費、児童福祉施設費10,247千円の追加は、入所児童が増加したことによる広域入所負担金、認可保育所負担金の追加でございます。

児童措置費227千円の追加は、超過勤務手当等の人件費の補正でございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費1,723千円の追加は、人事院勧告、超過勤務手当等による追加、そのほか、育休取得中の職員が第2子の出産により産前・産後休暇に切りかわったことによる人件費の追加でございます。

18ページ、農林水産業費、農業費、農業委員会費12千円の追加、農業総務費151千円の追加は、人事院勧告等によるものでございます。

農地費1,896千円の追加は、工事請負費で小規模土地改良事業として西中地区水路改修2,000千円と、農業集落配水事業特別会計への繰出金104千円の減額でございます。

林業費、林業総務費2,610千円の追加は、森林病虫害等防除事業（特別伐倒駆除）の追加でございます。補助率は100%でございます。

水産業費、水産業振興費828千円の追加は、人件費の補正と紀州日高漁協製氷施設改修事業853千円の追加でございます。老朽化等により改修事業を行うものでございまして、紀州日高漁協2分の1、美浜町2分の1の負担でございます。

20ページ、漁港建設費、三尾漁港海岸漂着物等地域対策推進事業1,100千円の追

加は、今年度の台風による海岸漂着物を処理するための費用でございます。

美浜町水産業振興基金費1千円の追加は、利子の積立金でございます。

土木費、土木管理費、土木総務費290千円の追加、道路橋梁費、道路新設改良費52千円の追加は、人件費の追加でございます。

22ページ、都市計画費、下水道費76千円の追加は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

住宅費、住宅基金費1千円の追加は、利子の積立金でございます。

教育費、教育総務費、事務局費80千円の減額は、10月1日付で新教育長の就任に伴う特別職期末手当等の減額や人事院勧告等によるものでございます。

外国青年招致事業費10千円の追加は、自治体国際化協会への負担金の確定によるものでございます。

24ページ、幼稚園費、私立幼稚園負担金1,500千円の減額は、入園園児の減少見込みによるものでございます。

こども園費、ひまわりこども園費3,025千円の減額は、職員の育休による減額、超過勤務手当の追加、人事院勧告等によるものでございます。

社会教育費、社会教育総務費60千円の減額は、人事院勧告等によるものでございます。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げます。

添付資料といたしまして給与費明細書を添付いたしましたので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩いたします。再開は10時5分です。

午前九時五十二分休憩

——・——

午前十時〇五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

これから質疑を行います。2番、高野議員。

○2番（高野正君） 19ページ、伐倒駆除事業というのは松林全体の駆除をされるわけですか。

以上です。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） この特別伐倒駆除ですけれども、補助率が県100%ということもございまして、従来より積極的に活用してございます。その理由につきましては、補助率が100%ということと、それから、業者発注によって機械施工により迅速に枯れ松の処理を行えるという利点もございまして。

お手元の資料にも掲載させていただいておりますけれども、基本的には、今回直径30cm以上の大径木の松をこの特別伐倒駆除より処理することとなります。範囲につきましては

は、町内保安林一円になるわけですが、主に美浜町役場を中心に東側、西側、それから南側周辺に30cm以上の大径木の枯れ松が存在するという状況でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 9ページ、ふるさと納税でございます。絶好調だとお聞きしております。去年の総売り上げと、売り上げと言っていいんですかね、もう全体の売り上げと、きょう現在、どれぐらい行っているのかということをお聞きします。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） ふるさと納税についてお答えいたします。

まず、11月末現在でございますと、寄附金の額が37,208千円でございます。昨年度の11月末現在が27,748千円ございました。件数につきましては、今年度11月末で2,430件、昨年度11月末で730件ということで、件数では1,700件の増となっているところでございます。

昨年度の決算でございますと、昨年度が47,550千円ございました。今年度、昨日12月12日現在ではそれを上回りまして、51,123千円となっているところでございます。

件数、ふるさと納税の返礼品の数につきましても、法改正前、令和元年6月1日に法改正があったんですけれども、そのときの返礼品の数が、美浜町では約80件まで下がりました。その後、各市町村と協定書のほうを結びまして、返礼品の数をふやした結果、11月末現在では520品目、約440品目ほどふえている状況でございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 総務政策課長に引き続いてふるさと納税のことでございますが、担当課、担当者の努力だと思っております。私も常々皆さんにお声かけしているのは、どうか親戚やお友達などに皆さんお願いしてくださいというふうにも言っています。議員の皆様もお正月、親戚の皆さんとお会いすることがあると思いますので、どうかよろしくお伝え願いますようによろしくお願いいたします。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 絶好調でございますね。町長も前回、前々回の定例会でしたっけ、ふるさと納税に力入れるということで、もうきのう現在ぐらいでは去年を上回っているということでもあります。3月議会では野田課長も1億を目指してということをおっしゃっていましたが、用途について今後、今まではまたそれなりにあれですけども、今後の用途とかもいろいろお考えのところもあるかと思いますが、そういうお考えがあれば、また教えてください。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

以前も北村議員のほうから返礼品の用途についてということで、いろいろご質問のほう、ご提案のほういただいております。まずは、担当課といたしましては、返礼品の数をふやして皆さんにふるさと納税をしていただけるように取り組んでいきたいと思っております。今後につきましては、用途とかその辺についても再度いろいろと各市町村のやっている状況とか踏まえまして、調査研究のほうを進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 17ページ、民生費の中ほどの児童福祉費の中で10,247千円補正していますけれども、広域入所負担金と認可保育所負担金、これ額合わせたら相当、広域というのは管内の御坊市等への入所、また認可保育所ということは、こじか保育園ということだと思えるんですけども、これ今の時期にこれだけ出るとということは、相当数の保育園なり幼稚園の人が流れたというか、変わったというか、これ人数的にどれくらいふえたんでここへ負担金するのかということ。この要因として、この消費税10%上がることによって幼児教育が無償化になったということが考えられるんですけども、そこらあたり、何人くらい入ったんでこれだけ負担することになったのかと。

それと、この内訳見ますと、一般財源が4,070千ほど減額されている。これは町にとってはありがたいことですけども、その分、国、県の支出金が14,000千ほどふえています。普通上がったら一般財源もふえるはずやけれども、一般財源が4,000千近く減って、その分国庫支出金がふえているという、このからくりもやっぱり消費税10%による影響でこういうことになったのかどうか、そこらあたりをちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） お答えいたします。

人数的なことです。広域入所、それと認可保育所の人数ということなんですが、これは当然当初予算のときに大体の予測を立てて人数をはじき出しております。広域入所につきましては、当初6名と予定しておりました。それが11月現在で10名になったということでふえております。

それと、認可保育所につきましては、こじか保育園が対象となるんですが、当初35名から11月末で39名、4名ふえております。ただ、この金額がかなり大きいというようなところもあるんですけども、例えば、認可保育所であれば4名しかふえていないのに9,264千円もふえておる。これはどういうことなのかなというようなところもあろうかと思っております。ただ、ゼロ歳児の運営費の単価の高い人が数がふえると、その分どうしても金額が増していくと。例えば、ゼロ歳児の場合であれば、運営単価というのがこじか保育園で12月の運営費の単価なんですけど、227千円ほど要ります。ただ、それが1歳児、2歳児に下がると148千円というような形で、これでも全然開きがあると。その関係上

でお金がふえたというところでは。

それと次に、2点目の一般財源、なぜこうふえたのに減ってくるんというところあるんですが、ちょっと細かいというところはちょっとなかなか難しいんですが、まず、広域入所の中に、こじか園につきましては、私立の保育所なんでそのまま運営費が上がる。これはもう当然のことやと思います。ただ、広域入所の場合には、公立保育所へ通っている方もおります。そういうことでその分が減っているという場合もあります。

それと、なかなか難しいんですが、運営費の中でも、例えば合算でとりあえず当初のときにとっているんですけども、運営費引く国の徴収額ということをして、その残りの2分の1が国の補助、その4分の1が研究補助というような形の金額になってくるんです。ただ、ここもちょっと不思議なことで、本来そうであったんですが、3歳児の年齢のところ、国の補助率が2分の1より約5%ほど上乗せされております。その関係でも変わってきたというところもあります。

それと、この国・県の補助金の額というのを、今の現在に当てはめた中で今回調整したというような形でこういう状況になったかと思えます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴木議員。

○10番（鈴木基次君） だから、10%に上がることによる影響は、まだことしの場合には余り関係ないということですね。

それと、当初の見積もりよりちょっと広域なり認可保育所がふえていると、両方合わせて10人ぐらいふえているわけですけども、ということは、やはりひまわりこども園のほうが若干当初の見込みより減っているという、それは別にないかな。

それと、きのうの教育長の答弁の中で、ちょっと懸念、消費税が上がったことによって無償化になることによって、ひまわりこども園の入所がちょっとデメリットの部分も考えられるというようなことをおっしゃっていましたが、それとこれは全く無関係ということですか。無料化になることによってやっぱり私立や、同じ無料化だったら私立のほうがいろんな病気のときとか見てもらえとか、そういう要素があって、なかなかこども園ではやっぱり病気のときは対応できていない。そういう面もあって、若干やっぱりそういう広域なり、こじか保育園へ流れる可能性が今後あるという懸念もあるんですか、そこらあたりどうですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） まず、こども園の人数というところなんですけど、当初で、これは子ども全体の数字です。保育所、短時間の幼稚園の部分の子ども、それから保育所の子ども、合わせた形で154名、それと、今現在においても154名、変わりはないです。ただ、この人数の中へ8名の方がよそからという、御坊市であったり日高町であったり入ってきております。ほやから、プラスで言いますと、162名が今現在おるといような形になっております。11月末現在です。

それと、10%の影響で今後どうなるかということで、きのうの谷議員の質問の中でもそういう話があって答弁させていただきましたが、その10%の月額の上限額というのが、幼稚園であれば25,700円、これが決められております。それ以上払うというようなことであれば利用者負担というような形になります。その満額を使ってほかの幼稚園に流れるということは考えられることは考えられるんです。ただ、保育所の場合は、保育料は町が設定して決めていますので、これに関しては問題なく金額がどう云々というんじゃなく、問題なく変わりはありません。ただ、無認可の保育所行くと、その分の上限額、幼稚園と同じように上限額が決まっています。その範囲内であれば利用できるということになるんで、その移動はあるかもわかりませんが、保育所間への移動というような形は余り考えはないかと思えます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 関連というか、今の保育所への負担金の件で、こういうのはひまわりこども園に対しての負担金というか、その児童福祉施設費というか、国、県からの支出金というのは、今回計上とかそういうのはないんですかというのが1点と、それと、25ページの私立幼稚園負担金、これの意味合いを。

あと、それともう一個、単純に21ページ、紀州日高漁協製氷施設改修事業、これどこの施設、紀州日高というとならば北は由良から下はみなべあたりまでであるように思うんですけども、どこの施設なのかということをお願いします。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 今回、ひまわりこども園につきましては、この対象とはなっておりません。ひまわりにつきましてはひまわりこども園費というような中で総枠でとっております。その中で運用しております。

それと、私立幼稚園の負担金ということで1,500千の減と、こうなっておるんですが、これも4月の当初時点で5名とっておったのが3名になったということで、金額は下がっております。これはどこを指すのかと言いますと、御坊市の御坊幼稚園へ通っている方ということです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） すみません、紀州日高漁業協同組合美浜町支所でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 保育園のほうのその負担金で、これはひまわりこども園費でとっていると。それにはこれと同じように、こんな莫大に国県支出金として出ているという理解でいいんですよね。補助金というか、国県支出金がひまわりこども園への財源としてたく

さん入っているという理解でいいんですね。

それと、その私立幼稚園負担金というのはどこを指しているのかわかりましたけれども、これは私立幼稚園入っていると、同じように国、県からお金が出るというふうな理解でいいわけですか。そしたら、同じようにひまわりこども園のそういうところにも国、県から同じ割合でお金が出るという理解でいいんですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） これにつきましては、ひまわりこども園につきましては公立になっておりますので補助金の対象外となっております。この私立幼稚園のほうにつきましては、当然私立ということで補助金の対象となっておりますので、その分に関しては国、県からの補助が入るということです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） ということは、ひまわりこども園に関しては、保育所の部分も幼稚園の部分も国からのそういう補助金はないということですね。全て一般財源で賄わなきゃならないということ。わかりました。

○議長（谷重幸君） いいですか。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 続けてあれですけども、まずお聞きしたいのが、歳入1ページでもどこでもいいんですけども、地方交付税24,000千何がしの減額補正が入っています。そうしますと、財源調整なので交付税、あと残額は結局どれぐらいになるのか。私の記憶だと30,000千弱ぐらいになるやに思いますが、その金額と、またその支出予定等があればお示しを願いたい。

それと、もう一点は、この令和元年度において長期の休職者、何名かいるやに聞いていますが、この方たちの賃金というか、そういう名目での支給されている、支給した合計額をお教え願いたい。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、普通交付税、今回24,335千円の減額を行っているところでございます。普通交付税の確定額につきましては、14億2,407千円でございます。最終で今現在におきましては、その留保財源、余っている金額につきましては1億9,258千円ございます。今回の減額分24,000千ばかりの金額につきましては、当初予算、また肉づけ予算におきまして、財政の調整基金を2億50,000千円取り崩しのほうを行ってきているところでございます。また、年々減少しているところでございますので、3月補正におきまして財政調整基金のほうに積み立てを行いたいと考えております。

続いて、休職者の公費負担云々についてですが、まず、休職者の方への支払い金額、公費負担については、11月末現在で約3,000千ばかり支出のほうをしているところでございます。その代替の臨時職員につきましては、賃金のほうで支出しておるわけなんで

すが、その休職者の代替の賃金の金額については、今現在2名の方が育休の代替職員として雇っているわけなんですけれども、その金額が1,570千円ほどというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 交付税のその使い道については、またここで質疑というか、またそれは一般質問の機会があれば、そこは議論したいなと思います。

休職者の支給額合計、まず公費負担で3,000千、休職者といっても育休とか産休とか、そういうのはあれでしょうけれども、数百万の税金が投入されているということの答弁でありましたので、いわゆるこれも税金であって、税金はすべからず住民への福祉の向上、住民サービスへ使うべきというのが一般的なことだろうと思いますが、この3,000千のというか数百万の支出というのは、そういう今僕が申し上げたような事務事業に資することになっているのかどうか。その辺、少し何かちょっと違和感というか、すっとんと理解できないところもありますので、その数百万の支出についてはどのようなお考えなのか、答弁を願いたいです。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 休職者の給与につきましては、給与に関する条例の第33条第3項のほうに規定しておりまして、休職の期間中については給料、扶養手当、住居手当、期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができるというふうに規定されております。それに基づきまして休職者への給与等々については支給のほうをしているところでございます。

また、休職されている方につきましては、早く復帰できるように、また今後、休職者が出ないような職場環境に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） ほかいいですか。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 15ページなんですけれども、ちょっと聞き漏らしていたかと思うのでもう一度お伺いしたいんですけれども、28番の繰出金のところと、それから、同じく老人福祉費の繰出金の5,330千の部分のそのこの違いの理由と言いますか、ちょっとお聞かせ願えたら。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） まず、15ページの老人福祉費の繰出金の5,332千円ですが、そのうちの介護保険事務費繰出金が74千円の減額となっております。これは後の特別会計のほうでの補正に関連してくるんですけれども、そちらの補正金額が74千円の減額ということになっておりますので、その金額に関連する金額でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） まず、国民健康保険の特別会計の繰出金ですけれども、こちらも健康保険の特別会計の内容と同じ形になりまして、後期の28番の繰出金ですけれども5,406千円のほうも後期の特別会計のほうで増額、繰出補正ということになっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 令和元年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第5号 令和元年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ14,020千円追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億381千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国庫支出金、国庫補助金、国民健康保険関係事業費補助金、社会保障・番号制度システム整備費補助金528千円の追加は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認等の導入に向けたシステム改修の補助金でございます。

県支出金、県補助金、保険給付費等交付金、保険給付費等交付金（普通交付金）13,179千円の追加は、歳出の保険給付費の全額、和歌山県から普通交付金として交付されるものでございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金27千円の追加は、利子の追加でございます。

繰入金、一般会計繰入金3,077千円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定と人件費の補正の繰入金でございます。

8ページ、繰入金、基金繰入金40,000千円の減額は、財源不足額を前年度繰越金により充当したことによる減額でございます。

繰越金、前年度繰越金43,095千円の追加は、財源調整によるものでございます。

諸収入、雑入、特定健康診査等負担金268千円の追加は、過年度分特定健康診査等負担金の精算によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

10ページ、総務費、総務管理費、一般管理費779千円の追加は、超過勤務手当等の人件費の補正と委託料528千円の追加は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認等の導入に向けたシステム改修費でございます。補助率は100%でございます。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費8,841千円の追加、高額療養費、一般被保険者高額療養費4,338千円の追加は、実績見込みによるものでございます。

基金積立金27千円の追加は、利子の積立金でございます。

12ページ、諸支出金、償還金及び還付加算金、特別交付金償還金35千円の追加は、過年度特別交付金の精算によるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 11ページで、今説明がありました一般管理費の委託料の電算処理委託料のところの説明でのマイナンバーカードのオンライン資格という、ちょっと意味がわかりにくいので、もう少しどういうふうなためのものか教えていただけたらと思います。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 森本議員にお答えします。

こちらのほうは、令和3年3月に導入予定になっています健康保険証の利用について、マイナンバーカードによるオンラインで資格の確認をできるという、病院を受診できるという形になるというものになります。

以上です。

○議長（谷重幸君） ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 令和元年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 令和元年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第6号 令和元年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ104千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を72,620千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金104千円の減額は、人事院勧告等による人件費の繰入金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、施設管理費104千円の減額は、人事院勧告等による人件費の補正でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 令和元年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 令和元年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第7号 令和元年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ76千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億30,876千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金76千円の追加は、人事院勧告等による人件費の繰入金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費76千円の追加は、人事院勧告等による人件費の補正でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 令和元年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第8号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ72千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億46,771千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、財産収入、財産運用収入、利子及び配当金2千円の追加は、介護給付費準備基金の利子でございます。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金74千円の減額は、人事院勧告等による人件費の繰入金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費74千円の減額は、人事院勧告等による人件費の補正でございます。

保険給付費、介護サービス等諸費、地域密着型介護サービス給付費2,600千円の減額、居宅介護住宅改修費500千円の追加、高額医療合算介護サービス等費、高額医療合算介護サービス費1,800千円の追加、10ページ、介護予防サービス等諸費、地域密着型介護予防サービス給付費300千円の追加は、いずれもサービス利用者の実績見込みによるものでございます。

基金積立金、介護給付費準備基金積立金2千円の追加は、利子の積立金でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 令和元年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第9号 令和元年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,406千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億20,811千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金6,247千円の追加は、人事院勧告等による人件費の補正と過年度分療養給付費負担金の精算によるものでございます。

保険基盤安定繰入金841千円の減額は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費814千円の減額は、人事院勧告等による人件費の補正と後期高齢者医療広域連合納付金841千円の減額は、確定によるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金6,220千円の追加は、過年度分療養給付費負担金の精算によるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 令和元年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 令和元年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第10号 令和元年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、4ページ、5ページの収益的支出の見積もり基礎についてご説明いたします。

営業費用48千円の増額は、総係費48千円の増額で、人事院勧告等によるものでございます。

収益的支出の補正額は48千円の増額で、事業費用合計は1億33,559千円となっております。

また、1ページの第3条では、当初予算第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として48千円を増額し、22,241千円と定めてございます。

最後に、6ページは、補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億2,329千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 令和元年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条13項及び美浜町会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のおり決定しました。

しばらく休憩します。

午前十時五十五分休憩

——・——

午前十時五十六分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

お諮りします。

ただいま各委員長から、委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決定しました。

追加日程第12 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年美浜町議会第4回定例会を閉会します。

午前十時五十七分閉会

お疲れさまでした。